○経済産業省告示第七十九号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める量を次のように定めたので、平成二十四年四月一日から適用する。

なお、平成二十三年経済産業省告示第五十二号（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める量を定める件）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

特定太陽光電気の利用の目標量

特定太陽光電気の利用の目標量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

年度（平成）	23年度	24年度（6月末日まで）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
目標量（億kWh）	17.9	4.475	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○経済産業省告示第八十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第五号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百十八号による廃止前の平成十四年総務省告示第百三十九号により定められた産業分類に従って、同号の業種を次のように指定する。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

1　指定業種

番号	業種名
一	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
二	鉱業
三	総合工事業
四	職別工事業（設備工事業を除く）
五	設備工事業
六	食料品製造業
七	飲料・たばこ・飼料製造業
八	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）
九	衣服・その他の繊維製品製造業
十	木材・木製品製造業（家具を除く）
十一	家具・装備品製造業
十二	パルプ・紙・紙加工品製造業
十三	印刷・同関連業
十四	化学工業
十五	石油製品・石炭製品製造業
十六	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
十七	ゴム製品製造業
十八	なめし革・同製品・毛皮製造業
十九	窯業・土石製品製造業
二十	鉄鋼業
二十一	非鉄金属製造業
二十二	金属製品製造業
二十三	一般機械器具製造業
二十四	電気機械器具製造業
二十五	情報通信機械器具製造業
二十六	電子部品・デバイス製造業
二十七	輸送用機械器具製造業
二十八	精密機械器具製造業
二十九	その他の製造業
三十	電気業
三十一	ガス業
三十二	熱供給業
三十三	水道業
三十四	通信業
三十五	放送業
三十六	情報サービス業
三十七	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第八項に規定する営業を除く。）
三十八	映像・音声・文字情報制作業
三十九	鉄道業
四十	道路旅客運送業
四十一	道路貨物運送業
四十二	水運業
四十三	航空運輸業
四十四	倉庫業
四十五	運輸に附帯するサービス業
四十六	各種商品卸売業（適正化法第二条第六項第五号及び第七項第二号に規定する営業を除く。次号、第五十一号から第五十三号まで、第五十七号及び第七十九号において同じ。）
四十七	繊維・衣服等卸売業
四十八	飲食料品卸売業
四十九	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
五十	機械器具卸売業
五十一	その他の卸売業
五十二	各種商品小売業
五十三	織物・衣服・身の回り品小売業
五十四	飲食料品小売業
五十五	自動車・自転車小売業
五十六	家具・じゅう器・機械器具小売業
五十七	その他の小売業
五十八	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
五十九	不動産取引業
六十	不動産賃貸業・管理業
六十一	一般飲食店（適正化法第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。次号において同じ。）
六十二	遊興飲食店
六十三	宿泊業（適正化法第二条第六項第四号に規定する営業を除く。）
六十四	医療業